

令和8年度 大野町こども食堂運営支援補助金 交付申請案内

こどもの健全育成、こども同士の交流を目的とした食堂(以下「こども食堂」という。)の運営を行うことにより、多様な困難をかかえるこどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり推進のため、こども食堂を実施する団体に対して、運営費の一部を補助します。

(※感染拡大防止等対策が必要な場合、事業内容を変更する場合がありますのでご了承ください。)

申請期間

令和8年4月15日(水)から5月29日(金)必着

申請様式

- ① 大野町ホームページからダウンロード

大野町こども食堂運営支援補助金

検索

- ② 大野町役場 子育て支援課で配布

※申請の条件や方法、必要書類等は次ページ以降をご確認ください。

※申請前に、大野町子育て支援課へのご相談をお願いします。

問合せ・申請先

大野町役場 民生部 子育て支援課

〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 80 番地

電話:0585-35-5370(直通)

1. 補助対象

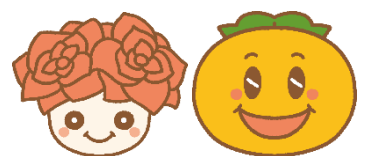
次の要件を全て満たす**法人、その他の団体**(以下「団体」という。)

- 定款、会則等を備えていること。
- 補助事業と補助事業以外の事業等に係る経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- 飲食業を営む場合は、時間、場所等を別にする等その営業と区別して、こども食堂を開催すること。
- 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- 団体、その団体の代表、役員及び構成員が暴力団、暴力団員ではないこと、又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- 団体及びその代表が市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

2. 補助の要件

補助対象となるのは、こども食堂を開設し食事の提供等を行い、**次の要件を全て満たす事業**です。

- 大野町内でこども食堂を運営すること。
- こども食堂を利用する者(以下「利用者」という。)は主に大野町民であり、生活に困窮する世帯やひとり親家庭のこどもなど、支援を必要とするこども及びその保護者であること。ただし、その他のこども及び地域の高齢者、障がい者等が利用することを妨げない。
- 1回あたり10食以上の食事を提供できること。
- 開催時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- 1食あたりの料金は無料又は食材費相当額以下とすること。
- 食事の提供のほか、遊び体験や学習機会等こどもの居場所の確保に努めること。
- 年間を通じて計画的に運営し、こども食堂を計画した期間の月数以上の開催をすること。
ただし、大野町立小中学校の長期休業期間に限定して開催する場合においては、年間の長期休業中に合計して8回以上であること。
- 補助事業の完了日から1年以上はこども食堂の運営を継続する見込み(大野町立小中学校の長期休業期間に限定して開催する場合においては、翌年度も実施する見込み)があること。
- こどもが幅広く参加できるように周知等を行うこと。
- 西濃保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等の所要の衛生管理を行うこと。
- 食物アレルギーのある利用者を事前に把握し、誤食しないように配慮すること。
- 利用者及び事業従事者を対象とした傷害保険等(食中毒に対応するものを含む。)に加入、検便を実施すること。
- 営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行わないこと。
- 町から活動状況の報告及び確認を求められた場合は、積極的に協力すること。
- 補助の対象となる経費について、同一年度内に町から他の補助金の交付を受けないこと。ただし、交付対象となる経費が重複しない場合は除く。



3. 補助対象経費

補助対象となる経費は、**令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施する事業**に要する者で次に掲げる経費です。

※補助金の交付決定日より前に実施した事業も上記期間内に実施した事業であれば、本補助金の対象となります。

運営 経費	補助事業を実施する上で必要と認められる経費 食材費、光熱水費、手数料(検便費用等)、保険料、報償費、旅費(交通費)、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、備品購入費
----------	---

※次に掲げる経費は対象外です

- 団体の構成員等の報酬及び賃金、事務所の維持管理経費及び借り上げ費等団体運営にかかる経費。
- 構成員等の親睦等のための会合に係る経費及びその準備及び飲食に係る経費。
- パソコン、カメラなど補助対象事業以外での利用が認められる備品の購入に係る経費。

4. 補助金額

- 補助金の額は、補助対象経費からこども食堂の利用料、当該補助対象経費に係る寄附金その他の収入を控除した額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とします。ただし、補助金の上限額は申請年度の計画期間内にこども食堂を実施した回数に1万円を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とする。

- 補助金の交付は1団体5回まで(通算5年度)です。

※町の予算の都合上補助金決定額を調整することがあります

【補助金のイメージ】

- ◆ 補助事業申請実施期間 5月1日～1月31日の場合

例1 食事提供予定数にかかわらず、開催日6日間
補助対象外(開催期間9ヶ月の最低開催日である9日開催していない)

例2 毎回10人に食事提供 月1回(計9回)開催 利用者から1食につき100円徴収
9回実施でかかった補助事業対象経費 123,450円だった場合

徴収費合計 9,000 円
補助金対象金額 123,450 円 - 9,000 円 = 111,450 円
上限額1回 10,000 円なので補助金額は 90,000 円

例3 毎回10人に食事提供 月2回(計18回)開催 利用者から1食につき100円徴収
18回実施でかかった補助事業対象経費 187,650円だった場合

徴収費合計 18,000 円
補助金対象金額 187,650 円 - 18,000 円 = 166,650 円
千円未満切捨てるので補助金額は 166,000 円

- ◆ 補助事業申請実施期間 夏休み・冬休み長期休暇のみ実施

例4 食事提供予定数にかかわらず、開催日6日間
補助対象外(長期休暇のみ実施する場合の最低開催日である8日開催していない)

例5 毎回15人に食事提供 夏休み8回冬休み2回開催 利用者からの徴収無し
10回実施でかかった補助事業対象経費 125,000円だった場合

補助金対象金額 125,000 円(実際の経費) > 100,000 円(補助上限額)
補助金額は100,000円

5. 申請方法

- 以下の申請書類に必要事項を記載し、大野町子育て支援課へ4月15日(水)から5月29日(金)まで持参または郵送(必着)してください。

※申請にあたっては、必ず事前相談を大野町役場子育て支援課にしてください。

- (1) 大野町こども食堂運営支援補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 事業計画書(別記様式第2号)及び添付書類
- (3) 収支予算書(別記様式第3号)
- (4) 誓約書(別記様式第4号)
- (5) 定款、会則等
- (6) 構成員名簿その他団体の概要が分かる書類
- (7) 団体及びその代表が市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないことがわかる書類。団体の所在地及び代表の住所地が大野町の場合はこの限りではない。

6. 審査

- 提出していただいた資料をもとに、取組体制、継続性、安全性、経費の妥当性などを総合的に判断した上で、補助金交付団体及び補助金額を決定します。

※審査の結果、減額や却下となる場合や、予算の都合で補助額を調整する場合があります。

7. 交付決定

- 「6.審査」により決定した補助金交付団体及び補助金額を「大野町こども食堂運営支援補助金交付決定(却下)通知書」(別記様式第5号)により、通知します。

8. 事業の変更・中止

- 補助金交付決定後の事業変更や中止については、あらかじめ町への届出が必要です。

※事業変更や中止をする前に必ず大野町役場子育て支援課へ「大野町こども食堂運営支援補助金変更交付等申請書」(別記様式第7号)を提出してください。届け出がない場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

9. 補助金の支払い

- 補助金の支払いは原則として事前払いを行います。
「7.交付決定」の通知を受領されたら、団体が「大野町こども食堂運営支援補助金概算払請求書」(別記様式第6号)を町に提出し、町は補助金を支払います。
また、当初の計画から開催回数や事業内容を変更した場合や補助対象経費が補助金額を下回った場合などは、補助金額が減額となります。差額を返還していただきますのでご注意ください。

10. 事業終了後の手続き

- 補助対象事業が完了した日から14日を経過した日又は補助を受ける年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を提出してください。
 - (1) 大野町子ども食堂運営支援補助金実績報告書(別記様式第9号)
 - 補助対象経費の領収書やレシートの写し
 - ★ 1枚ずつ確認できるようにコピーを取る際は注意してください
 - ★ 補助対象経費と別の事業野営業、個人用に購入した物品等の補助対象外経費を明確に区別してください。
 - (2) 事業実施報告書(別記様式第10号)
 - (3) 収支決算書(別記様式第11号)
 - (4) 写真その他の補助事業の実施状況が確認できる書類
 - 子ども食堂を開設した全ての日の写真(①②③がわかるもの)
 - ① 食事の内容
 - ② こどもの食事の様子
 - ③ 遊び体験や学習機会等子ども達が過ごせる居場所の様子
 - 周知に使ったチラシや SNS 等内容がわかる物
- 提出された書類を町が審査し、「大野町子ども食堂運営支援事業補助金確定通知書」(別記様式第12号)をもって、補助金額確定を通知します。
- 補助金の精算
補助金額が確定したら
 - ① 必要な場合は「大野町子ども食堂運営支援補助金交付請求書」(別記様式第13号)を提出してください。
 - ② 「大野町子ども食堂運営支援補助金概算払精算書」(別記様式第14号)を提出し、精算額を報告してください。
 - ③ 返還が必要な場合は速やかに手続きしてください
- 確定申告により補助金返還層との消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が発生した場合は、「報告書」(別記様式16号)で報告し、必要な対応を行うこと。

11. 補助金交付決定の取り消し

- 次に掲げる(1)から(5)のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
 - (1) 補助事業を中止したとき。
 - (2) 偽りその他不正行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 補助金の対象事業以外の目的に使用したとき。
 - (4) 子ども食堂の運営に関し、法令、条例、規則又はこの要綱の規定に反したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

12. 情報提供等

- 補助事業に関する実態調査、情報提供のために訪問させていただくことがあります。また、活動内容をホームページ等に掲載及びそのための資料の提供などお願いすることがありますので、その際はご協力ください。

13. 保健所(西濃保健所揖斐センター)への相談

- 保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等の所要の衛生管理を行うこと。
保健所に相談した結果、飲食業の営業許可を受ける必要がない場合は別添8「子ども食堂における衛生管理ポイント」(子発0628第4号 平成30年6月28日付)を参照してください。

